

議第236号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月22日提出

京都市長 門川大作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例
京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第15条中「4,400円」を「5,400円」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる」を「100分の130（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の110）以内の」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「、同項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と」を削り、「同項第2号」を「同項」に、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の80」を「100分の72.5」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の70」を「100分の62.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

別表第1の1備考2を削り、同備考1を同備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び別表第1の1の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第15条（京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）第21条において準用する場合を含む。）の規定は平成30年4月1日から、改正後の条例第18条第2項（教職員給与条例第27条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改定する等の必要があるので提案する。